
豊橋田原ごみ処理施設
整備・運営事業に係る見積等調査
見積提案書提出要項

令和3年3月

豊橋市・田原市

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提案書提出要項
目 次

第1章	本見積実施の目的	1
第2章	対象事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業予定地	2
3	事業方式	2
4	事業期間等	2
5	業務範囲	2
6	事業者の収入（市からの支払分）	3
7	余熱利用	4
8	運営対象施設から発生する副生成物の取扱いについて	4
9	官民のリスク分担	5
10	モニタリング	5
第3章	見積提案に関する事項	7
1	本見積実施スケジュール	7
2	本見積の参加資格要件	7
3	見積提案書等の提出に関する手続	7
4	見積提案書提出に関する留意事項	10
5	その他	10
【別紙1】	本事業における事業スキーム（例）	11
【別紙2】	本見積における主な業務範囲	12
【別紙3】	官民のリスク分担（案）	13
【別紙4】	提出資料	15
【別紙5】	単価表	17

第1章 本見積実施の目的

豊橋市（以下、「市」という。）及び田原市は、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、設計・建設から運営までを一括して発注するDBO方式により実施する。

「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」（以下「本見積」という。）は、本事業の事業実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 事業費確定のための見積徴取
- ② 事業者募集資料作成のための情報収集

「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提案書提出要項」（以下「提出要項」という。）は、市が本見積に参加する民間事業者（以下「見積参加者」という。）に対し、本見積における見積提案書を作成する際の指針として配付するものである。見積参加者は、提出要項の内容を踏まえ、本見積に必要な書類を提出するものとする。また、提出要項に併せて参加資格を有する者に対して、次に示す資料を配付する。これらも提出要項と一体の資料とし、「提出要項等」と定義する。

- ・ 豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 見積要求水準書（以下「見積要求水準書」という。）
- ・ 豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下「様式集」という。）

なお、これらの資料は、見積等調査のためのものであり、今後の検討により、内容が変更される場合がある。

本見積は、上記に示す見積要求水準書に基づき作成すること。

第2章 対象事業の概要

1 事業名称

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業

2 事業予定地

豊橋市豊栄町地内

3 事業方式

本事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市は、豊橋田原ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

なお、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社（SPC）、以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、市の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る本事業を一括して行うものとする。

事業スキームについては、「【別紙1】本事業における事業スキーム（例）」を参照のこと。

4 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間	特定事業契約締結日の翌日から令和30年（2048年）3月31日まで
設計・建設期間	特定事業契約締結日の翌日から令和14年（2032年）3月31日まで ・ごみ焼却施設の竣工及び引渡し：令和10年3月31日 ・リサイクル施設の竣工及び引渡し：令和14年3月31日
運営期間	令和10年（2028年）4月1日から令和30年（2048年）3月31日まで ・ごみ焼却施設の運営期間：運営期間と同じ ・リサイクル施設の運営期間：令和14年（2032年）4月1日から令和30年（2048年）3月31日まで

	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)	～	R29年度 (2047年度)
設計・建設業務	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	(6年目)	(7年目)	(8年目)	(9年目)	(10年目)	(11年目)		
ごみ焼却施設													
解体・準備工事		■	■	■	■								
設計・建設工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
リサイクル施設													
解体・準備工事							■	■	■				
設計・建設工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
運営業務							(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	～	(20年目)
ごみ焼却施設							■	■	■	■	■	■	■
リサイクル施設												■	■

5 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりとする（ただし、本見積における業務範囲は、「【別紙2】本見積における主な業務範囲」を参照のこと。）。なお、具体的な業務の範囲については、

見積要求水準書を参照すること。

施設名称	豊橋田原ごみ処理施設							
施設内容	ごみ焼却施設	リサイクル施設					管理棟	計量棟
		粗大ごみ処理施設	豊橋市単独施設					
			持込ごみ受入・選別設備	危険ごみ処理設備	剪定枝等処理設備	保管設備		
設計・建設業務 ^{※1}	事業者							
運營業務	事業者^{※2}	事業者^{※2}	豊橋市 ^{※3}	豊橋市 ^{※3}	豊橋市 ^{※3}	豊橋市 ^{※3}	豊橋市 ^{※3}	豊橋市 ^{※3}

※1 既存施設(豊橋市資源化センター)の解体工事及び準備工事を含む。

※2 プラットホームにおける搬入管理業務は豊橋市が行う。

※3 維持管理業務(備品・什器・物品・用役の調達及び日常点検を除く)、豊橋市の諸室を除く清掃、警備・防犯等を事業者が行う。

(1) 設計・建設業務

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 設計・建設業務

本施設建設工事の設計・建設業務

(イ) その他関連業務

循環型社会形成推進交付金申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援(関連機関との協議を含む。)ほか「(ア) 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

イ 解体工事業務

(ア) 解体工事業務

豊橋市資源化センター(以下「既存施設」という。)の解体工事業務

(イ) その他関連業務

「(ア) 解体工事業務」に掲げる解体工事に係る許認可申請に係る資料作成及び支援(関連機関との協議を含む。)ほか「(ア) 解体工事業務」に関連して必要となる業務

ウ 準備工事業務

(ア) 準備工事業務

本施設の建設及び既存施設の解体に際して必要となる仮設・移設・改修工事業務

(イ) その他関連業務

「(ア) 準備工事業務」に掲げる解体工事に係る許認可申請に係る資料作成及び支援(関連機関との協議を含む。)ほか「(ア) 準備工事業務」に関連して必要となる業務

(2) 運營業務

ア 運營業務

運営対象施設の運營業務

イ その他関連業務

運営対象施設の運營業務に係る許認可申請に係る資料作成及び支援(関連機関との協議を含む。)ほか「ア 運營業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、事業者の所属とし、施設の維持管理を行うとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が配置するものとする。

6 事業者の収入(市からの支払分)

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。なお、本施設で受け入れる一般

廃棄物に係る廃棄物処理手数料は、市の収入とする。

(1) 設計・建設業務に係る対価

市は、設計・建設業務に係る対価を特定事業契約に基づいて事業者を支払う。

(2) 運營業務に係る対価

ア ごみ焼却施設運營業務委託料

市は、ごみ焼却施設運營業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で特定事業契約に基づいて事業者を支払う。

イ 粗大ごみ処理施設運營業務委託料

市は、粗大ごみ処理施設運營業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で特定事業契約に基づいて事業者を支払う。

ウ 主灰等運搬業務委託料及び主灰等資源化業務委託料

市は、主灰等運搬業務委託料及び主灰等資源化業務委託料については、変動費用（主灰等搬出量に応じて変動）を特定事業契約に基づいて主灰等運搬事業者及び主灰等資源化事業者を支払うものとする。

(3) 物価変動等による対価の改定等

ア 物価変動等による対価の改定

運營業務に係る対価については、予め各費用に対応した物価変動等の指標を設定し、年 1 回改定の有無の確認を行うものとし、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、一定の割合（具体的には入札公告時に示す。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

また、設計・建設業務に係る対価については、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で事業者から申出等があった場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運營業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

ウ その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、アによる見直し方法が適当でないとし、市が認められた費目については、市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

7 余熱利用

事業者は、運営対象施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用するとともに、蒸気を隣接する余熱利用施設（りすば豊橋）に供給する。

余剰電力は、電力会社等に売電を行うものとし、売電収入については、市の収入とする。

8 運営対象施設から発生する副生成物の取扱いについて

(1) 主灰等、スラグ、メタル、回収金属

ごみ焼却施設での処理に伴い発生する主灰等、スラグ、メタル、回収金属については、運営対象施設にて貯留し、以下の方法により資源化を行う。

ア 主灰等については、事業者の責任において主灰等資源化事業者に運搬し、主灰等資源化事業者において主灰等の資源化を行うものとする。資源化した主灰等の売却収入は、主灰等資源化事業者の収入とする。

イ スラグ、メタル、回収金属については、事業者の責任において資源化を行うものとする。
資源化したスラグ、メタル、回収金属の売却収入は、事業者の収入とする。

(2) 資源物

粗大ごみ処理施設での処理に伴い発生する資源物については、本施設にて貯留し、市の責任において資源化を行う。資源物売却収入は、市の収入とする。

(3) 最終処分物

本施設から発生する焼却飛灰（焼却方式（流動床式）の場合を除く。）、溶融飛灰、処理不適物、破碎不燃物等については、市の責任において最終処分を行う。なお、事業者の提案により粗大ごみ処理施設から発生する破碎不燃物等をごみ焼却施設にて処理することを可とする。また、焼却飛灰、溶融飛灰、処理不適物については、外部資源化施設にて資源化する提案も可とする。

(4) 適正処理困難物

本施設においてやむを得ず発生した適正処理困難物については、市の責任において処分等を行う。

9 官民のリスク分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営対象施設の運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、原則として「【別紙3】官民のリスク分担（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に特定事業契約書にて示す。

10 モニタリング

市は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、次のとおり監視を行う。

(1) 業務実施状況

市は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、随時、現地調査等による確認を行う。

(2) 業務の改善勧告

市は、事業者が特定事業契約書及び要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、市の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、市は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

(3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は特定事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成した上、市に提出し、協議を行い承諾を得るものとする。

第3章 見積提案に関する事項

1 本見積実施スケジュール

本見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表1 スケジュール

令和3年3月29日（月）	提出要項及び様式集(1)の公表・配付開始
令和3年3月29日（月） ～令和3年4月2日（金）	<u>見積参加資格申請書に関する書類の提出</u>
令和3年4月9日（金）	見積参加資格確認結果の通知
令和3年4月9日（金）～	見積要求水準書等（見積要求水準書、見積要求水準書添付資料及び様式集(2)をいう。以下同じ。）の配付
令和3年4月13日（火）又は 令和3年4月14日（水）	現地見学会
令和3年4月21日（水） ～令和3年4月23日（金）	提出要項等の内容に関する質問の受付
令和3年5月10日（月）	提出要項等の内容に関する質問に対する回答
令和3年5月31日（月）まで	<u>見積提案書の提出</u>
令和3年6月以降（予定）	見積提案書に係るヒアリングの実施

2 本見積の参加資格要件

地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設、処理能力 100 t／日・炉以上かつ複数炉構成）において、下記アに示すごみ処理方式（機種）のうち、本見積で提案するごみ処理方式（機種）のプラント設備に係る設計・建設工事の下記イ及びウの建設実績を元請としてそれぞれ複数件有すること。

ア ごみ処理方式（機種）：焼却方式（ストーカ式、流動床式）、ガス化溶融方式（一体型）（シヤフト式ガス化溶融炉）、ガス化溶融方式（分離型）（流動床式ガス化溶融炉、キルン式ガス化溶融炉）

イ 受注実績：平成23年4月1日以降の受注実績

ウ 稼働実績：現在に至るまで10年以上継続した稼働実績

3 見積提案書等の提出に関する手続

(1) 提出要項及び様式集(1)の公表・配付

提出要項及び様式集(1)を次のとおり公表・配付する。

ア 配付資料：提出要項、様式集(1)

イ 配付日：令和3年3月29日（月）

ウ 配付方法：市ホームページよりダウンロード（「(9) 提出・問合せ先」参照。）。

(2) 見積参加資格申請書に関する書類の提出

見積参加を希望する者は、次の要領で見積参加資格申請書に関する書類を提出すること。見積参加資格確認基準日は、令和3年3月29日とする。

ア 提出期限：令和3年3月29日（月）～令和3年4月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く 9 時から 17 時まで）

- イ 提出方法：持参によるものとし、その他の方法は認めない。
- ウ 提出場所：「(9) 提出・問合せ先」参照
- エ 提出書類：「【別紙 4】提出資料」参照。用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて提出すること。
- オ 提出部数：2 部（正本 1、副本 1）

(3) 見積参加資格の確認

ア 見積参加資格確認結果の通知

市は、見積参加希望者より提出された見積参加資格申請書に関する書類に基づき、本見積の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

見積参加資格確認結果については、令和 3 年 4 月 9 日（金）に各見積参加を希望する者に書面等により通知する。

イ 見積参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

見積参加資格がないと認められた者は、市に対しその理由について、次のとおり、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた見積参加を希望する者に対して、令和 3 年 4 月 20 日（火）までに書面により回答する。

(ア) 提出期限：令和 3 年 4 月 14 日（水）17 時まで。

(イ) 提出方法：郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。

(ウ) 提出場所：「(9) 提出・問合せ先」参照

(4) 見積要求水準書等の配付

見積要求水準書等を次のとおり配付する。

ア 配付資料：見積要求水準書、見積要求水準書添付資料、様式集(2)

イ 配付日：見積参加資格が確認された見積参加者に対して配付するものとし、令和 3 年 4 月 9 日（金）から配付する。

ウ 配付方法：「(9) 提出・問合せ先」にて配付する。当該資料の受け取りに際しては、「(9) 提出・問合せ先」に電話にて連絡し、事前予約を行うこと。

(5) 現地見学会

事業予定地の現地見学会を次のとおり開催する。

ア 開催日：令和 3 年 4 月 13 日（火）又は令和 3 年 4 月 14 日（水）

イ 場所：豊橋市豊栄町地内

ウ 見学方法：現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第 4 号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第 4 号-2）に必要事項を記入のうえ、令和 3 年 4 月 2 日（金）17 時までに、電子メールにより「(9) 提出・問合せ先」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。市は電子メールにより、現地見学会の日時を見積参加資格を有すると認められた提出者へ返信する。申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

なお、現地見学会は、1 社当り 1 時間程度を予定し、参加人数は 10 人程度までとする。ま

た、見学会当日、本事業及び本見積に関する質問は受け付けない。

(6) 提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 提出要項等に関する質問の受付

見積参加者より提出要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付日

令和3年4月23日（金）17時まで。

(イ) 質問の方法

「様式集」様式第5号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする。

(ウ) 提出先：「(9) 提出・問合せ先」参照。

イ 提出要項等に関する質問に対する回答の通知

提出要項等に関する質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日：令和3年5月10日（月）

(イ) 通知方法：全ての見積参加者からの質問に対する回答を電子メールにて各見積参加者に通知する。

(7) 見積提案書の提出

見積参加者は、提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出する。

ア 提出方法及び提出期限

提出方法は、郵送又は持参によるものとし、提出期限は、令和3年5月31日（月）15時【必着】とする。

イ 提出先

「(9) 提出・問合せ先」参照。

ウ 提出書類

提出書類は、「【別紙4】提出資料」のとおりとし、5部（正本2、副本3）を提出する。また、「【別紙4】提出資料」に示す書類のすべての電子データを納めたCD-R（書き込み不可）を3枚提出すること。

見積提案書は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする。）。また、見積提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りでない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版、docx形式）、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする（図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする。）。

エ その他

市は、提出を受けた見積提案書の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積参加者に対して質問を送付する。見積参加者は、市からの質問に対し、ヒアリングの実施前までに、電子メールにて「(9) 提出・問合せ先」へ回答を送付すること。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。

(8) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、ヒアリングを実施する。ヒアリングは、見積提

案書の内容等について確認を行うものである。ヒアリングに要する時間は、1者90分（プレゼンテーション：20分、質疑応答：70分）程度を予定している。

なお、ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

ア 日程：令和3年6月以降（予定）

イ 場所：豊橋市資源化センター 会議室（予定）

(9) 提出・問合せ先

提出・問合せ先 豊橋市 環境部 施設建設室
所在地 〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地
TEL 0532-38-0777
電子メール shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp

4 見積提案書提出に関する留意事項

(1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 著作権

見積参加者から提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、市の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(5) 市が提示する資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用並びに第三者に開示してはならない。

(6) 見積参加者は、見積提案書の提出において、「【別紙4】提出資料」に示す資料を提出すること。様式第7号から様式第13号までの様式については、「公設公営方式」及び「DBO方式」の2事業方式に係る資料を提出すること。なお、「IV. 見積提案書に関する書類」に示す書類の全てを提出することを原則とし、一部の書類のみの提出による本見積への参加は認めない。

(7) 「公設公営方式」の見積に際しては、「【別紙5】単価表」を参考にすることとし、「DBO方式」の見積に際しては、独自の単価設定とする。

5 その他

市が配付した見積要求水準書等の資料は、見積提案書提出時に返却すること。

本見積は、公募により実施するものであるため、見積参加者による本見積の途中辞退は原則認めない。

【別紙 1】本事業における事業スキーム（例）

	ガス化溶融方式 (シャフト炉式、流動床式又はキルン式)	焼却方式+主灰等の外部資源化 (ストーカ方式又は流動床方式)	
スキーム図 (例)			
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約、主灰等資源化業務委託契約	
市の支払対価	設計・建設費、ごみ焼却施設運営業務委託料、粗大ごみ処理施設運営業務委託料	設計・建設費、ごみ焼却施設運営業務委託料、粗大ごみ処理施設運営業務委託料、主灰等運搬業務委託料、主灰等資源化業務委託料	
運営事業者への出資義務	落札者の構成員	左記と同様	
民間事業者の収入	建設事業者	市から支払われる設計・建設費	左記と同様
	運営事業者	市から支払われる運営業務委託料 ごみ焼却施設から発生するスラグ・メタル・回収金属の売却収入	市から支払われる運営業務委託料 ごみ焼却施設から発生する回収金属の売却収入
	主灰等運搬事業者	—	市から支払われる主灰等運搬業務委託料
	主灰等資源化事業者	—	市から支払われる主灰等資源化業務委託料 主灰等から生成した資源物の売却収入
その他	売電収入、粗大ごみ処理施設から発生する鉄、アルミ等の資源物の売却収入は、市に帰属する。		

【別紙2】本見積における主な業務範囲

業務の種類	主な業務内容	ごみ焼却施設	リサイクル施設		管理棟	計量棟	
			粗大ごみ処理施設	豊橋市単独施設			
1. 設計・建設業務（本施設の設計・建設業務、解体工事業務及び準備工事業務）							
調査・設計業務	測量・地質調査等	市 （事業者が必要と判断する追加調査等は事業者が実施）					
	許認可申請等	事業者 （必要な手続きは市が行う）					
	設計	事業者					
建設業務	建設工事、解体工事、準備工事	事業者					
2. 運營業務							
受入・搬入管理業務	受付・計量、料金徴収等	事業者 ^{※1}				事業者 ^{※1}	
	車両誘導、荷下ろし、プラットフォーム監視等	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}			
運転管理業務	施設の運転管理	事業者	事業者	事業者 ^{※1}			
維持管理業務	物品・用役等の調達・管理	事業者	事業者	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	
	日常点検・検査	事業者	事業者	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	
	補修、機器更新、精密機能検査等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
環境管理業務	環境保全、作業環境管理、環境測定	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
有効利用業務	エネルギーの有効利用（発電、余熱供給）	事業者					
	売電収入	市					
	資源物の資源化	主灰等、スラグ・メタル、回収金属	事業者				
		鉄・アルミ、チップ等		市	市		
	最終処分物の適正処分 ^{※2} （飛灰、溶融飛灰、処理不適合物等）	市	市	市			
情報管理業務	各種記録、報告、データ管理等	事業者	事業者	事業者	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	
防災管理業務	防災対策、緊急対応作成等	事業者	事業者	事業者	事業者 ^{※1}	事業者 ^{※1}	
その他関連業務	清掃、警備等	事業者	事業者	事業者 ^{※3}	事業者 ^{※3}	事業者 ^{※3}	
	見学者対応、住民対応	市・事業者					

※1 黄色部分は、豊橋市が直営で実施し、本事業には含まない予定であるが、本見積においては、事業者の業務範囲として運営費等を提出するものとする。

※2 最終処分物（飛灰、溶融飛灰、処理不適合物等）は、外部資源化施設にて資源化する提案も可とする。

※3 豊橋市の諸室を除く。

【別紙3】官民のリスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			本市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
	契約締結	本市の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、本市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	本市に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	本施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	本市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	事業破綻	事業者の財務に関するもの		○
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	物価変動に係る費用の増大	○	△	
金利変動	金利変動		○	
技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合		○	
	提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△	
計画設計段階	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	本市の指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
応募	提案書作成の費用負担		○	
用地取得	当該事業用地の確保に関するもの	○		
建設段階	完工	本市に起因する工事遅延によるもの	○	
		事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	本市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大		○
	施工管理(工事による一般的損害)	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
既存施設の運営	本工事に起因して既存施設の運営に関して生じた損害		○	
	解体工事及び準備工事に起因して既存施設の運営に関して生じた損害	△	○	

○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			本市	事業者
運営段階	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない	○	△
	搬入管理	本施設のプラットホームまでのごみの搬入管理	○	
		本施設のごみピット又は受入貯留ヤード以降のごみの搬入管理		○
	運営費上昇	本市の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
		事業者起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動	○	
		事業者の事由による売電収入の変動		○
	主灰等運搬	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、残渣の量が変動した場合における運搬費用の変動		○
計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、残渣の量が著しく変動した場合における運搬費用の変動		○		
主灰等資源化	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、残渣の性状又は量が変動した場合における資源化費用の変動		○	
	計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、残渣の性状又は量が著しく変動した場合における資源化費用の変動	○		
事業終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

○主分担、△従分担

【別紙4】提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

I. 見積参加資格申請書に関する書類

- (1) 参加表明書 (様式第1号)
- (2) 見積参加資格確認申請書 (様式第2号)
- (3) 建設実績 (様式第3号)

II. 現地見学会の申込みに関する書類

- (1) 現地見学会参加申込書 (様式第4号-1)
- (2) 現地見学会に係る誓約書 (様式第4号-2)

III. 提出要項等に関する質問に関する書類

- (1) 提出要項等に関する質問書 (様式第5号)

IV. 見積提案書に関する書類

- (1) 見積提案書提出書 (様式第6号)
- (2) 設計・建設業務関連
 - ① 建設費交付対象内外内訳表 (ごみ焼却施設) (様式第7号)
 - 〃 (リサイクル施設 (粗大ごみ処理施設)) (様式第8号)
 - 〃 (リサイクル施設 (豊橋市単独施設)) (様式第9号)
 - 〃 (管理棟・計量棟) (様式第10号)
 - 〃 (解体工事) (様式第11号)
 - 〃 (準備工事) (様式第12号)
 - 解体工事内訳書 (様式第13号)

② ごみ焼却施設

ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

下記 a)～c)の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。

a) 物質収支

b) 熱収支 (蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図)

c) 用役収支

- ・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

イ) 設計数値表 (様式第14号)

③ リサイクル施設 (各施設毎に作成すること)

ア) 設計基本数値 (計算書及び図面)

a) 物質収支

b) 用役収支

- ・電 力：設備動力(プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の日使用量を明らかにすること。

イ) 設計数値表 (様式第 14 号)

④ 図面 (ごみ焼却施設、リサイクル施設 (各施設)) 【A3 版】

ア) 全体配置図及び動線計画図

イ) 各階機器配置図

ウ) 機器配置断面図 (縦断、横断図)

エ) フローシート

 a) ごみ焼却施設

- ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
- ・上水、工水、雨水、再利用水、冷却水
- ・排水 (ごみピット排水、プラント排水、生活排水等)
- ・ボイラ給水、蒸気、復水、純水
- ・余熱利用
- ・燃料
- ・油圧及び圧縮空気
- ・脱臭、消臭

 b) リサイクル施設 (各施設)

- ・対象廃棄物
- ・集じん
- ・給排水

オ) 電気設備主回路単線系統図

カ) 建築図 (各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図)

キ) 建築面積表 (各階床面積、各室床面積を明記すること。また、市・田原市の広域施設、豊橋市単独施設のそれぞれに該当する建築面積を区別して明記すること。)

⑤ 工事工程表 【A3 版】 (令和 4 年 (2022 年) 9 月末に本契約締結とした場合)

(3) 運營業務関連

① 運営費 (様式第 15 号)

② 運営人員体制 (様式第 16 号)

③ 資本金に対する考え方 (様式第 17 号)

(4) その他調査

① 本事業への意見・要望事項 (様式第 18 号)

② その他確認事項 (様式第 19 号)

③ 接続検討資料 (様式第 20 号)

【別紙5】単 価 表

独自の購入ルートの有無にかかわらず、公設公営方式の場合は下記の単価を用いること。

下記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合は、その項目と単価を追記した単価表を提出すること。ただし、薬品の濃度が異なる場合は、下記の濃度に換算して下記の単価を用いること。

項 目		単 価	項 目		単 価	
一 般	年間物価上昇率	0 %	純水設備用薬品	塩酸(35%)	22.0 円/kg	
	年間人件費上昇率	0 %		苛性ソーダ	45.0 円/kg	
	人件費 (社会保険料等事業者負担分を含む)	760万円/年/人		陽イオン交換樹脂	980.0 円/L	
		陰イオン交換樹脂		2,520.0 円/L		
電 気	電気料金	中部電力による		亜硫酸ソーダ	280.0 円/kg	
上下水	上水	豊橋市上下水道局HP参照	給排水処理用薬品	機器冷却用薬剤	1,420.0 円/kg	
	工水	愛知県HP参照		塩酸(35%)	22.0 円/kg	
		キレート剤		649.0 円/kg		
補助燃料等	灯油(ローリー)	58.5 円/L		硫酸バンド(8%)	30.0 円/kg	
	A重油(ローリー)	57.0 円/L		苛性ソーダ	45.0 円/kg	
	酸素(ボンベ)	260.0 円/m ³		固形塩素(70%)	650.0 円/kg	
	軽油	122.5 円/L		亜硫酸ソーダ	280.0 円/kg	
	LPG	145.0 円/kg		塩化第二鉄(38%)	34.0 円/kg	
排ガス処理装置用薬品	消石灰(粉末)	35.0 円/kg			PAC(無機系凝集剤)	31.9 円/kg
	活性炭(粉末)	186.0 円/kg			高分子凝集剤	484.0 円/kg
	尿素水(40%)	45.0 円/kg		次亜塩素酸ソーダ	30.0 円/kg	
	アンモニアガス	360.0 円/kg	処 飛 理 灰	重金属安定化剤	539.0 円/kg	
	アンモニア水	64.9 円/kg				
	特殊反応助剤	112.2 円/kg	油 脂 類	油圧作動油	215.0 円/L	
	脱塩剤	126.5 円/kg		潤滑油	190.0 円/L	
	Na系反応剤	75.0 円/kg		グリース	425.0 円/kg	
	高反応消石灰	88.0 円/kg				
ボイラ設備用薬品	清缶剤	1,056.0 円/kg	そ の 他	窒素ガス	68.0 円/kg	
	脱酸剤	3,275.0 円/kg		防臭剤	800.0 円/L	
	保缶剤	650.0 円/kg		防虫剤	1,300.0 円/L	
	復水処理剤	1,479.5 円/kg				